所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記２の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記５の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和５年６月９日

岐阜地方法務局高山支局　　登記官　池山英典

記

１　手続番号

第２００５－２０２３－５１４７号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

高山市奥飛騨温泉郷福地字下島１６９番

３　地目

原野

４　地積

３４３平方メートル

５　意見又は資料の提出先

１　高山市昭和町二丁目２２０番地　　岐阜地方法務局高山支局

２　岐阜市金竜町五丁目１３番地　　岐阜地方法務局不動産登記部門

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記２の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記５の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和５年１０月１１日

岐阜地方法務局高山支局　　登記官　池山英典

記

１　手続番号

第２００５－２０２３－５１８１号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

高山市松之木町８４０番

３　地目

墓地

４　地積

６．６１平方メートル

５　意見又は資料の提出先

(1) 高山市昭和町二丁目２２０番地　　岐阜地方法務局高山支局

(2) 岐阜市金竜町五丁目１３番地　　岐阜地方法務局不動産登記部門